

日南市介護保険事故報告事務取扱基準

1 趣旨

この基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業の事業を行う者（以下「事業者」という。）が日南市（以下「市」という。）の介護保険被保険者を対象として介護サービスの提供中に事故が発生した場合の事務手続について定めるものとする。

2 事業者のとるべき措置

事業者は、運営基準に基づき、発生した事故の状況等を速やかに介護保険事業者事故報告書（別記様式。以下「事故報告書」という。）により市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 報告対象の事故

報告を行う対象となる事故は、次に掲げる区分により発生した利用者又は入所（入院）者（以下「利用者等」という。）の事故とする。

- (1) 居宅サービス又は介護予防サービス 利用者等がサービス提供事業所内にいる間又はサービスの提供中（送迎時間中を含む。）に発生した事故
- (2) 施設サービス 利用者等がサービス提供施設内にいる間又はサービス提供中（送迎時間中を含む。）に発生した事故
- (3) 地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス 利用者等がサービス提供事業所若しくは施設内にいる間又はサービス提供中（送迎時間中を含む。）に発生した事故
- (4) 居宅介護支援又は介護予防支援 利用者等が居宅介護支援又は介護予防支援を受けている間に発生した事故

4 報告すべき事故の範囲

事業者が市長へ報告する事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 骨折、縫合が必要な外傷若しくはそれ以上重篤な事故又は死亡事故が発生した場合
- (2) 事業者と利用者等又は利用者等の家族等関係者との間で、問題が生じる可能性がある事故が発生した場合
- (3) 利用者等が傷病等により死亡した場合であって、死亡の原因に疑義がある場合又

は問題となる可能性がある場合

- (4) 職員（従事者）の法令違反その他不祥事等を原因として事故が発生した場合
※利用者の処遇に影響があるもの（例 利用者からの預かり金の横領、虐待、送迎時の交通事故等）について、報告すること
- (5) サービス提供中に利用者の所在が不明となり、警察に捜索願いが提出された場合
- (6) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる事例で次の各号のいずれかに該当する場合
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項及び第4項に規定する感染性の疾病に加えて、結核が発生した場合
 - ② 同一の感染者若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - ③ 同一の感染者若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ④ ②及び③に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合
※関連する法律等に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、報告が必要と認められる事故が発生した場合

5 報告

事業者は、事故処理の進捗状況に応じ、事故報告書により次の各号に掲げる報告を行うものとする。

- (1) 事故報告発生の直後の場合は、事故発生状況
- (2) 事故処理が長期化する場合は、随時に行う途中経過等
- (3) 問題を解決し、事態が終結した場合、そのてん末及び結果等

【報告の手順】

- (1) 通常の事故報告の場合（感染症又は食中毒以外の場合）

- ① 第1報

事業者は、事故発生後、事故の初期対応（利用者の保護や必要な処置、家族への連絡など優先すべき事項）後、3日以内（土・日・祝祭日を含む場合はその翌日）に介護保険事業者事故報告書（第1報）（様式第1号）を持参又は郵送で報告してください。

- ② 第2報

事故処理の区切りがついたところで、介護保険事業者事故報告書（第2報・最

終) (様式第2号) を使用して報告してください。(当該事故について早期に解決した場合は、これで終わりです。)

なお、事故処理が1か月以内に終わらない場合は、第2報として途中経過の報告をしてください。

③ 最終報告

第2報を報告した時点で当該事故が解決していない場合は、解決した時点で最終の事故報告書を提出してください。この場合は、第2報で報告した事故報告書に書き加えるか、別紙で追加するなどして提出してください。

※状況に変化があったときには、途中経過を行ってください。

(2) 感染症又は食中毒の場合

① 第1報

事業者は、事故発生後、事故の初期対応(利用者の保護や必要な処置、家族への連絡など優先すべき事項)後、3日以内(土・日・祝祭日を含む場合はその翌日)に介護保険事業者事故報告書(第1報)【感染症等用】(様式第3号)を持参又は郵送で報告してください。

② 第2報

感染症等発生後に速やかに、介護保険事業者事故報告書(第2報)【感染症等用】(様式第4号)を使用して報告してください。

③ 第3報

事故処理の区切りがついたところで、介護保険事業者事故報告書(第3報・最終)【感染症等用】(様式第5号)に入所者健康調査月報(様式第6号)を添付して報告してください。(当該事故について早期に解決した場合は、これで終わりです。)

なお、事故処理が1か月以内に終わらない場合は、第3報として途中経過の報告をしてください。

④ 最終報告

第3報を報告した時点で当該事故が解決していない場合は、解決した時点で最終の事故報告書を提出してください。この場合は、第3報で報告した事故報告書に書き加えるか、別紙で追加するなどして提出してください。

※状況に変化があったときには、途中経過を行ってください。

注) 住所地特例等により他市町村の被保険者である入所者等について、他市町村で様式が定められている場合は、他市町村に提出した書類の写しを提出してください。

【報告先】

日南市長寿課介護保険係 電 話 0 9 8 7 - 3 1 - 1 1 6 0
北郷町総合支所福祉保健係 電 話 0 9 8 7 - 5 5 - 2 1 1 3
南郷町総合支所福祉保健係 電 話 0 9 8 7 - 6 4 - 1 1 1 3

6 市の措置

事故の報告を受けた市長は、その状況を把握するとともに、当該事故の発生した事業者の対応状況に応じて保険者として次の各号に掲げる必要な措置を行うものとする。

- (1) 事業者が行った事故処理並びに利用者及びその家族に対する連絡及び説明に関する指導
- (2) 発生した事故が、宮崎県又は宮崎県国民健康保険団体連合会等において対処することが必要と判断した場合は、宮崎県又は宮崎県国民健康保険団体連合会等への通告、報告及び連絡調整

7 事故対策

事業者は、発生した事故に適切に対処するため、次の各号に掲げる措置を行うよう努めなければならない。

- (1) 事故発生時に適切に対応を行うための事故対応マニュアルの整備及び職員（従事者）への周知
- (2) 発生した事故に対する原因の解明及び再発防止対策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事故の発生を防止するための措置

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。